

八幡市ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者募集要項

1 目的

この要項は、ふるさと納税制度を通じて、事業者と協働で八幡市（以下「市」という。）の魅力を発信するとともに、地元特産品等について広くPRし、地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品の提供に協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集することを目的とします。

2 協力事業者の要件

返礼品を提供する協力事業者は次に掲げる要件をいずれも満たしている者としてします。

- (1) 本社または事業所のいずれかを市内に有している者。
- (2) 市税等の滞納がない者。
- (3) 代表者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者。
- (4) 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っている者。
- (5) 八幡市個人情報保護条例及び関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる者。
- (6) 返礼品の発注や配送管理等の業務を委託事業者へ委託していることから、返礼品として承認された後、委託事業者と返礼品の提供に係る契約を取り交わすことができる者。
- (7) その他市長が特に不適当と認める者でない者。

3 返礼品の要件

返礼品は次に掲げる要件をいずれも満たしているものとします。

- (1) やわたブランド「ヤワタカラ」に認定された特産品であること。ただし、市のPRに繋がると市長が特に認めた場合はこの限りではない。
- (2) 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める、次に示す基準のいずれかに適合するものであること。
 - ア 市内において生産されたものであること。
 - イ 市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
 - ウ 市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
 - エ 返礼品等を提供する市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
 - オ 市の広報の目的で生産された市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から市の独自の返礼品等であ

ることが明白なものであること。

カ アからオまでに該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものと合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。

キ 市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が市に相当程度関連性のあるものであること。

(3) 食料品については、寄附者のもとに到着後5日以上(消費)期限が保証されるものであること。

(4) 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間が限定されるものについては、期間及び数量限定で提供可能なものであること。

4 返礼品の決定

(1) 寄附者が返礼品を選択する際の基準となる寄附金額は、寄附金額に対する返礼品の提供価格(消費税、梱包代、返礼品提供にかかる手数料を含む。)が3割以下となるよう、市が決定します。

(2) 返礼品として採用する期間は、決定した日から当該年度の3月31日までとします。ただし、協力事業者及び市が協議し、その期間を1年間更新できるものとします。

5 費用負担

(1) 返礼品の提供にかかる費用は、市が負担します。

(2) 寄附者からの商品の品質・性能に関する苦情に対する再配送等にかかる費用は、協力事業者の負担とします。

6 協力事業者の特典

(1) 市が利用するふるさと納税ポータルサイト等に返礼品の画像、商品名等を掲載することにより、自らの取組を全国にPRすることができます。

(2) 返礼品の送付にあたって、送料に影響しない範囲内において、自らのチラシ等を同梱して発送することができます。

7 申請方法

次の書類に必要な事項を記入し、関係書類を添えて八幡市ふるさと応援寄附金担当課まで提出してください。

(1) 八幡市ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者登録申請書

(2) ヤワタカラ認定書の写し(ヤワタカラに認定された特産品の場合のみ)

(3) 事業者概要(任意様式)(パンフレット可)

8 返礼品の内容変更等

協力事業者は八幡市ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者及び返礼品登録内容を変更または取りやめる場合は、所定の様式に必要事項を記載し、八幡市ふるさと応援寄附金担当課まで提出してください。

9 その他留意事項

- (1) 登録された商品は、寄附者より返礼品として選択された場合に提供をお願いするものであり、選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 協力事業者は、提供した返礼品の品質・性能に関する苦情、事故等があった場合には、その内容を市へ報告するとともに、協力事業者の責任において適切に処理してください。
- (3) 協力事業者は登録した商品の販売を中止する場合には、事前に市に報告してください。また、商品の発送に遅延が発生した場合には、速やかに市へ報告してください。
- (4) 返礼品の提供にあたり、知り得た寄附者の個人情報については、返礼品の発送以外の目的に使用しないでください。また、個人情報の取扱いについては、八幡市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。
- (5) 市は協力事業者及び返礼品が本要項に定める要件に適合しなくなったと認められる場合は、協力事業者及び返礼品の提供を取り消すことがあります。
- (6) 委託事業者から協力事業者への返礼品の提供価格の振込みにかかる手数料は協力事業者の負担となります。